

お待たせしました たまぜミを再開します！



# 2020年度 第2回 たまさきゼミナール

## 中小企業のための「同一労働同一賃金の基本」 ～来春の施行に向けて～

こんな会社様におすすめ！

- ✓トラブル対応について知りたい
- ✓労務管理のポイントを学びたい
- ✓法律知識を実務に活かしたい
- ✓短時間でサクッと教えて欲しい
- ✓ラフな雰囲気勉強したい

「密」を避けるため、  
定員8名様といたします。  
お申込者多数の場合は、  
追加開催も検討いたします。

10月に入って、最高裁判所にて「同一労働同一賃金」に関する重要な判決が立て続けに下されました。そこで、満を持して「たまぜミ」を再開することといたしました。

「同一労働同一賃金」の考え方の基本から、判決を受けて、今会社として何を準備するべきか。テレビやネットの解説だけではよく分からない、と思われる会社も多いのではないのでしょうか。現時点で分かることを易しい言葉でお伝えしようと思います。

なお開催にあたって、コロナウイルス感染防止対策は充分行うように努めます。

### ゼミナール内容

- ◆ 押さえておくべき基本知識
- ◆ このたびの最高裁判決について
- ◆ 同一労働の意味、同一賃金の意味
- ◆ そのほかに発生する事業主の義務
- ◆ 実務対応のポイント ほか



たまさき社労士事務所

日時 : 令和 2年 11月26日 (木) 14:00~16:00  
場所 : たまさき社労士事務所 ミーティングスペース  
住所 : 広島市中区寺町5-27 パークヒルズ城南2F  
費用 : 顧問先様2名様まで無料 (左記以外: 1,000円税込み)

たまさきゼミナールとは・・・

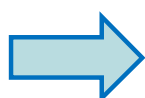
たまさき社労士事務所が顧問先様へ労務管理お役立ち情報をご提供する顧問先企業様向けの勉強会です。

お問合せは・・・ たまさき社労士事務所 TEL 082-275-4770 まで

御社名

お名前

メールアドレス



このまま 082-275-4780 へFAXしてください！